

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

「東京都屋外広告物条例」の改正に伴う手数料の追加、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の改正に伴う手数料の削除、また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」並びに「租税特別措置法施行規則」の改正に伴う規定の整備を行う必要が生じたため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和2年第2回定例会に提案する。

2 改正内容

(1) 「東京都屋外広告物条例」の改正に伴う手数料の追加及び規定の整備

改正理由

「東京都屋外広告物条例」が改正され、広告物の種類として、プロジェクションマッピングが位置づけられ、同条例第29条で許可申請手数料が追加された。

これに伴い、世田谷区手数料条例別表に「プロジェクションマッピングに係る屋外広告物許可申請手数料」を追加するとともに、項ずれに伴う規定の整備を行う必要があるため。

改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

【新設手数料】

別表1	手数料項目	手数料額
136	屋外広告物許可申請手数料	3 プロジェクションマッピング (1) 面積が1,000平方メートル以内のもの 面積5平方メートルまでごとにつき 3,220円 (2) 面積が1,000平方メートルを超えるもの 644,000円

施行日

令和2年7月1日

(2) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の改正に伴う「通知カードの再交付手数料」の削除及び規定の整備

改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の改正に伴い、マイナンバー制度における通知カードの交付が廃止される。

これに伴い、世田谷区手数料条例別表の「通知カードの再交付手数料」を削除するとともに、規定の整備を行う必要があるため。

改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

別表第1の7の3項を削除する。また、同表7の4の項中「省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する個人番号、

個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)に改め、同項を同表の7の3の項とする

施行日

公布の日

- (3)「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正に伴う規定の整備

改正理由

世田谷区手数料条例で引用している「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の条項番号の変更に伴い、規定の整備を行う必要があるため。

改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

別表1の68の6の項中の「医薬品医療機器等法第14条第9項」を「医薬品医療機器等法第14条第13項」に改める。

施行日

令和2年9月1日

- (4)「租税特別措置法施行規則」の改正に伴う規定の整備

改正理由

世田谷区手数料条例で引用している「租税特別措置法施行規則」の条項番号の変更に伴い、規定の整備を行う必要があるため。

改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

別表1の138の項中の「租税特別措置法施行規則」の条項について「第19条の10の5第11項第1号口」を「第19条の10の5第12項第1号口」に改める。

施行日

公布の日

### 3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号					世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号				
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の136の項の改正規定は令和2年7月1日から、同表の68の6の項の改正規定は同年9月1日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>					<p>別表第1（第2条関係）</p>				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
					7の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。次項	通知カードの再交付手数料	1件につき 500円	再交付申請のとき。

改正後					改正前						
						において「省令」という。） 第11条第3項前段の規定に基づく通知カードの再交付					
7の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定に基づく申請に対する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	1件につき	800円	再交付申請又は再交付のとき。	7の4	省令第28条第1項の規定に基づく申請に対する個人番号カードの再交付	個人番号カードの再交付手数料	1件につき	800円	再交付申請又は再交付のとき。
68の6	医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく薬局	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認手数料	1品目につき	140円	承認申請のとき。	68の6	医薬品医療機器等法第14条第9項の規定に基づく薬局	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認手数料	1品目につき	140円	承認申請のとき。

改正後					改正前				
	製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査					製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査			
136	東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第8条、第15条、第16条及び第30条の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	1 広告塔 面積5平方メートルまでごにつき 3,220円 2 広告板 面積5平方メートルまでごにつき 3,220円 3 <u>プロジェクションマッピング</u> <u>面積が1,000平方メートル以内のもの</u> <u>面積5平方メートルまでごにつき</u> 3,220円 <u>面積が1,000平方メートルを超えるもの</u>	許可申請のとき。	136	東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第8条、第15条、第16条及び第30条の規定に基づく広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	1 広告塔 面積5平方メートルまでごにつき 3,220円 2 広告板 面積5平方メートルまでごにつき 3,220円	許可申請のとき。

改正後					改正前				
				644,000円					
			4	小型広告板 1枚につき 400円				3	小型広告板 1枚につき 400円
			5	はり紙・はり札 等 50枚までごとに つき 2,250円				4	はり紙・はり札 等 50枚までごとに つき 2,250円
			6	広告旗 1本につき 450円				5	広告旗 1本につき 450円
			7	立看板等 1枚につき 450円				6	立看板等 1枚につき 450円
			8	電柱又は街路 灯柱の利用広告 1枚につき 310円				7	電柱又は街路 灯柱の利用広告 1枚につき 310円
			9	標識利用広告 1枚につき 210円				8	標識利用広告 1枚につき 210円
			10	宣伝車 1台につき 4,950円				9	宣伝車 1台につき 4,950円
			11	バス又は電車 の車体利用広告				10	バス又は電車 の車体利用広告

改正後					改正前				
			で長方形の枠を利用する方式によるもの 1枚につき 610円				で長方形の枠を利用する方式によるもの 1枚につき 610円		
			12 前記以外の車体利用広告 1台につき 1,950円				11 前記以外の車体利用広告 1台につき 1,950円		
			13 アドバルーン 1個につき 2,850円				12 アドバルーン 1個につき 2,850円		
			14 広告幕 1張につき 990円				13 広告幕 1張につき 990円		
			15 アーチ 1基につき 10,630円				14 アーチ 1基につき 10,630円		
			16 装飾街路灯 1基につき 5,010円				15 装飾街路灯 1基につき 5,010円		
			17 店頭装飾 1基につき 19,800円				16 店頭装飾 1基につき 19,800円		
138	租税特別措置 法施行規則(昭 和32年大蔵省	社会福祉法人 に対する寄附 に係る所得税	1通につき 300円	交付の とき。	138	租税特別措置 法施行規則(昭 和32年大蔵省	1通につ き	300円	交付の とき。

改正後					改正前				
	令第15号 第19条の10の5 第12項第1号ロ	額の特別控除に関する証明手数料				令第15号 第19条の10の5 第11項第1号ロ	額の特別控除に関する証明手数料		
	の規定に基づく社会福祉法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類の交付					の規定に基づく社会福祉法人が租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たすものであることを証する書類の交付			